

令和 7 年 1 1 月 5 日

質問に対する回答

宮古島市 エコアイランド推進課

令和 7 年 10 月 27 日付けに公告した「宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業」の質問について下記のとおり回答いたします。

No.	質問項目	質問	回答
1	EV 統計情報について	宮古島の EV に関する統計情報（法人・個人の保有台数、車種など）があれば、ご提供いただくことは可能でしょうか。	EV に関する統計情報で宮古島市が所有している情報は島内の普及累計台数のみとなっております。 ○宮古島内 EV 普及累計台数 R7.7.1 時点 423 台
2	（４）国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）及び地方税（法人市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。	宮古島市に事業所がない場合は対象外になりますか？ 対象外の場合は宮古島市内に申請提出日前までに、宮古島市に事業所を作れば対象になりますか？	宮古島市に事業所を置かない事業者におきましても公募要領「３応募資格」を満たしている場合は対象となります。
3	提出書類の納税証明書（地方税）※直近 3 年間	宮古島市に事業所がない場合は対象外になりますか？ 申請提出日前までに宮古島市内に事業所を作った場合でも地方税納税証明書直近 3 年分が提出できませんが対象になりますか？	本市に本社若しくは事業所がない場合、地方税に係る納税証明書（直近 3 年間）の提出は不要となります。